

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>上尾市小泉五丁目二〇一番地先から同市 小泉九丁目二七番三六地先まで</p>		区 間
一一・〇〇〇二八・〇〇	一一・九六〇一八・五五	敷地の幅員 (メートル)
七八二・七二		延長 (メートル)
		備 考